

平成21年度 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（案） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>雇児発第0502001号 平成17年5月2日 (改正経過) 雇児発第0403009号 平成18年4月3日 雇児発第0330026号 平成19年3月30日 雇児発第0331014号 平成20年3月31日 雇児発第※※※※号 平成※※年※月※※日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童虐待防止対策支援事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実は喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月18日雇児発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」及び平成16年6月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。</p> <p>別紙</p> <p>児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p>	<p>雇児発第0502001号 平成17年5月2日 (改正経過) 雇児発第0403009号 平成18年4月3日 雇児発第0330026号 平成19年3月30日 雇児発第0331014号 平成20年3月31日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童虐待防止対策支援事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実は喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月18日雇児発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」及び平成16年6月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。</p> <p>別紙</p> <p>児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p>

改 正 案	現 行
<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 実施主体 (略)</p> <p>第3 事業内容 下記の1～<u>12</u>までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業の内容及び実施方法 ① 対象者 (略)</p>	<p>第1 目的 近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。 また、児童相談所には市町村の相談窓口が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。 このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>第3 事業内容 下記の1～<u>10</u>までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (1) 趣旨 都道府県は、児童相談所が、地域においてきめ細かな児童虐待防止等に関する活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録する等の方法により地域における協力体制（ネットワーク）（以下「ネットワーク」という。）を整備し、児童相談所との一体的な援助活動を行うとともに、地域住民に対して児童虐待防止等に資する広報・啓発を行い、子どもの福祉の向上を図るものである。</p> <p>(2) 事業の内容及び実施方法 ア 対象者 地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」とする。）の子どもの保護</p>

改正案	現行
<p>② 内容 (略)</p> <p>③ 実施方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>④ 人材の登録</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目指した積極的な指導が求められている。</p>	<p>・育成に熱意のある者を対象とする。</p> <p>イ 内容 都道府県は、主任児童委員等に対し児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心とした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。</p> <p>ウ 実施方法</p> <p>① 児童相談所長は、研修を企画し、実施するものとする。</p> <p>② 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮する。</p> <p>③ 児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うものとする。</p> <p>④ 児童相談所長は、市区町村長からの推薦により、研修者の受付を行い、参加を決定した場合には市区町村長を通じ通知するものとする。 なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けるものとする。</p> <p>エ 人材の登録</p> <p>① 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。</p> <p>② 児童相談所長は、各地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに市区町村の広報等により住民に周知を図る。</p> <p>③ 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図るものとする。</p> <p>④ 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市区町村の児童福祉担当者が出席するものとする。</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目指した積極的な指導が求められている。</p>

改 正 案	現 行
<p>児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた<u>又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケア</u>を行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① (略)</p> <p>② 精神科医等の役割は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ 家族療法事業</p> <p>ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けた<u>またはそのおそれのある子どもや家族に対して、心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p>	<p>児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた<u>またはそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対する指導</u>を行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て実施するものである。</p> <p>なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。</p> <p>さらに、家族療法事業を実施する場合には、<u>下記イ</u>に加え、<u>ウ</u>の条件を付加すること。</p> <p>イ 精神科医等の役割は、<u>以下の通り</u>とする。</p> <p><u>(ア)</u> 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。</p> <p><u>(イ)</u> 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。</p> <p><u>(ウ)</u> 援助方針会議で保護者に対する心理療法の決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。</p> <p>ウ 家族療法事業</p> <p><u>(ア)</u> 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けた<u>またはそのおそれのある子どもや家族に対して、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p><u>(イ)</u> 児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して、子ども及び保護者の治療計画（プログラム）を作成し実施すること。</p> <p><u>(ウ)</u> 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。</p> <p><u>(エ)</u> 当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。なお、その場合の非常勤職員が有する資格については、9の「24時間・365日体制強化事業」</p>

改 正 案	現 行
<p>オ (略)</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、<u>医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得るとともに、緊急一時保護などの円滑な委託を図ることにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。</u></p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 対象者</p> <p><u>この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>ア <u>児童相談所で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む）及び保護者で、児童相談所長が心身の治療の必要性等について協力医療機関からの専門的技術的助言を要すると判断した者。</u></p> <p>イ <u>虐待等により緊急一時保護が必要な子どもや一時保護所等での保護が困難な疾病等を有する又は有するおそれのある乳幼児等であって、医療機関への委託一時保護が適当と児童相談所長が判断した者。</u></p> <p>② 実施方法</p> <p>ア <u>都道府県は、地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。</u></p> <p>イ <u>協力医療機関は、①のアの対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断するとともに、①のイの対象者に対して、一時保護を実施する。</u></p>	<p>(3)に記載の任用資格が必要であること。</p> <p><u>(オ) 事業終了後は、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</u></p> <p>(3) 留意事項</p> <p>ア <u>本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要である。そのためには、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。</u></p> <p>イ <u>本事業を実施するに際し、個人情報の保護には十分留意すること。</u></p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、<u>専門的技術的助言又は医学的知見の観点から心身の治療の必要性を判断することにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。</u></p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 対象者</p> <p><u>この事業の対象者は、児童相談所で相談を受理した子ども（一時保護中の子ども等を含む）及び保護者で、児童相談所長が協力医療機関からの専門的技術的助言又は心身の治療が必要と判断した者とする。</u></p> <p>② 実施方法</p> <p>ア <u>都道府県は、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。</u></p> <p>イ <u>協力医療機関は、当該対象者に対して的確に診断し、専門的技術的助言又は心身の治療の必要性を判断するものとする。</u></p>